

平成
28年度

～有料老人ホーム110番～

有料老人ホーム なんでも相談

有料老人ホーム等に関する相談・苦情等を受け付けます

主催：公益社団法人全国有料老人ホーム協会 苦情処理委員会／後援：厚生労働省

第1回
平成28年

10月25日 火

10月26日 水

10月27日 木

第2回
平成29年

2月21日 火

2月22日 水

2月23日 木

受付時間：午前10時～午後4時



0120-180-885 (無料)

※上記の電話番号は期間中のみご利用いただけます。



03-3548-1078

※お電話でのご相談後、ご希望により、面接相談を実施いたします。(予約制)
(会場は東京都内、大阪市内を予定。必ず事前にお電話でご相談ください。)

※相談は、弁護士(面接のみ)・福祉関係者等が承ります。(相談無料)



グランドホーム
(グランドホームは有料老人ホームの愛称です)

▶上記期間以外のお問い合わせ・ご相談は、

公益社団法人
全国有料老人ホーム協会事務局

☎ 03-3548-1077 まで

〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目5番14号 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 とは

全国有料老人ホーム協会は、昭和57年2月に入居者保護と事業者の健全な発展を目的とした事業者団体として設立されました。その後平成3年より老人福祉法に規定され、平成25年、社団法人から「公益社団法人」へ移行しました。

協会の業務は法律上、次のように規定されています。

1. 関係諸法令を遵守させるための会員への指導・勧告等
2. 運営、契約内容の適正化及び入居者保護などのための指導・勧告等
3. 会員ホーム入居者等からの苦情の解決
4. ホーム職員の資質向上のための研修
5. 有料老人ホームに関する広報その他協会の目的を達成するため必要な業務

苦情処理委員会 とは

苦情処理委員会は、学識経験者や弁護士、消費者代表等の第三者委員を中心とし、皆様からの苦情その他の相談に客観的に対応し、問題解決にあたっています。「有料老人ホームなんでも相談」は、苦情処理委員会の下で実施しております。

相談内容のご紹介

◎ ホーム等に関する相談

- 元気なうちから入居できる有料老人ホームはあるのか。
- 入居のタイミングと有料老人ホームを選択するうえでのポイントを教えてほしい。
- 有料老人ホームに入居後、入院となった場合、有料老人ホームから退去しなければならないのか。

◎ ホーム等への苦情

- 有料老人ホームでの月額費用について、口座振替となっているのだが、その明細書をホームが発行してくれない。
- 食事について塩分制限されており、ホームに食事の対応をお願いしたが、対応してくれない。
- 母親がホームに入居中だが、母の認知症状が進み、ホームより退去してほしいと言われている。

「入居相談室」のご案内

「有料老人ホームなんでも相談」開催期間以外にも、協会では「入居相談室」を設け、苦情その他の相談を、来会、電話、手紙でお受けしています。お気軽にご利用ください。

相談受付時間：午前10時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 事務局

東京都中央区日本橋3丁目5番14号 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階

電話：03-3548-1077 FAX：03-3548-1078 まで